資料1－1

9月8日付大手6紙一斉報道（9月14日議決6日前の記事）その1

朝日新聞朝刊

小沢氏起訴

来月までに結論濃厚

審査会、弁護士を選任

小沢一郎・前民主党幹事長の資金管理団体「陸山会」の土地取引事件で、東京第五検察審査会の審査を補助する弁護士が選ばれたことが分かった。2004年、05年分の政治資金収支報告書をめぐる政治資金規正法違反（虚偽記載）容疑について、小沢氏を強制的に起訴するかどうかの審査が本格化するとみられ、10月末までに結論が出る公算が大きい。

小沢氏を不起訴（嫌疑不十分）とした東京地検特捜部の処分に対し、同審査会は4月に「起訴相当」の議決を出した。再捜査した特捜部が5月に改めて不起訴にしたため、2回目の審査に移ることになった。

検察審査会法の規定で、2回目の審査には、法的なアドバイスをする弁護士が審査補助員として必ず立ち会うことになっている。審査会関係者によると、弁護士会内部での人選を経て、この審査補助員が選ばれたという。

読売新聞夕刊

陸山会事件

審査会、補助員を選任

小沢一郎・前民主党幹事長の資金管理団体「陸山会」の政治資金規正法違反事件を審査している東京第5検察審査会が、審査員に法律的な助言をする審査補助員の弁護士を選任したことが関係者の話でわかった。

同審査会は4月、陸山会の2004、05年分の収支報告書の虚偽記入容疑について、小沢氏を「起訴相当」と議決。東京地検特捜部による再度の不起訴を受け、現在、小沢氏を強制起訴するかどうかを決める第2段階の審査に入っている。

検察審査会法は、第2段階の審査に審査補助員が立ち会うよう義務付けている。審査補助員の選任によって審査は本格化する見通しで、審査員11人のうち6人が交代する10月下旬までに議決が出される公算がさらに大きくなった。

日経新聞朝刊

陸山会事件
検察審査

助言役の弁護士選任

小沢氏への議決、来月にも

民主党の小沢一郎前幹事長の資金管理団体「陸山会」の土地購入を巡る事件で、2004～05年の政治資金規正法違反（虚偽記入）について、東京第5検察審査会が、審査員に法的な助言をする「審査補助員」の弁護士を選任したことが7日、関係者の話で分かった。

2度目の議決には、補助員の選任が義務付けられている。今後、審査が本格化する見込みで、早ければ、10月にも議決を出す方針とみられる。改めて「起訴すべきだ」との議決が出た場合、小沢氏は強制的に起訴される。

東京第5検察審が4月、小沢氏を「起訴相当」と議決。東京地検特捜部は5月に改めて不起訴処分とした。第5検察審は起訴相当とした審査員11人全員が交代し、8月から新たなメンバーが2度目の審査を担当した。

検察審査会法は、2度目の審査では、補助員の弁護士と検察官からの意見聴取を規定。議決の際は、補助員の弁護士が議決書を作成する。

小沢氏はこれとは別に07年分の虚偽記入容疑について、東京第1検察審が7月に「不起訴不当」と議決。特捜部は小沢氏に4度目となる任意の事情聴取を要請しているが、小沢氏の代表選出馬もあり、実現のメドは立っていない。

資料1－2

9月8日付大手6紙一斉報道（9月14日議決6日前の記事）その2

産経新聞朝刊

検審 再審査を本格化

議決 来月下旬の公算

小沢一郎氏の資金管理団体「陸山会」をめぐる政治資金規正法違反事件で、小沢氏が2回不起訴処分となった平成16、17年分の政治資金収支報告書への虚偽記載容疑について、東京第5検察審査会の再審査が本格化したことが7日、分かった。法的助言をする「審査補助員」の弁護士が選任され、10月下旬には議決が出される公算が大きい。

東京第1検審が「不起訴不当」と議決した19年の虚偽記載容疑については、東京地検特捜部が小沢氏に4回目の事情聴取を要請。小沢氏は14日の民主党代表選後に応じる意向を示しており、小沢氏の関係者は「地検との日程調整は代表選後になる」としている。

第5検審は4月、小沢氏について「起訴相当」と議決。特捜部が再び不起訴処分としたことを受け、再審査している。再審査では、審査に慎重を期すため審査補助員としての弁護士の選任が義務づけられている。関係者によると、審査補助員の選定は当初難航したが最近、ようやく決まった。

審査員は補助員の助言の下、証拠を分析したり、担当検事から意見聴取したりして、「起訴すべきだ」と議決（起訴議決）するか否かを判断する。審査員11人のうち6人が10月末に交代するため、それまでに議決が出されるとみられる。起訴議決された場合、小沢氏は強制起訴される。ただ、憲法では大臣を首相の同意なしに起訴することは認められておらず、強制起訴となるかは不透明だ。

毎日新聞朝刊

小沢氏検審、補助員決まる

起訴適否、来月議決か

小沢一郎民主党前幹事長の資金管理団体「陸山会」を巡る政治資金規正法違反事件で、小沢氏を強制起訴すべきかどうかを判断する東京第5検察審査会の第2段階の審査を補助する弁護士（審査補助員）が決まったことが分かった。これに伴い第2段階の審査が進むとみられ、審査員の約半数の任期が切れる10月末までに議決が出る可能性が高まった。

第2段階の審査で、第5審査会が再び起訴すべきだとして「起訴議決」をすると、小沢氏は裁判所が指定する弁護士によって強制的に起訴される。首相になった場合は、憲法の規定により起訴には本人の同意が必要とされているが、小沢氏は起訴議決が出れば同意すると明言している。

東京新聞朝刊

小沢氏の検審開始

来月にも2度目議決

小沢一郎・民主党前幹事長の資金管理団体「陸山会」の土地取引をめぐる政治資金規正法違反事件で、東京第五検察審査会が小沢氏の不起訴処分について二度目の審査を始めたことが、関係者への取材で分かった。審査員に助言する審査補助員の弁護士も選ばれ、十月中にも議決が出る見通し。

東京第五検察審査会は四月、小沢氏を「起訴相当」と議決。東京地検特捜部はその後の再捜査でも小沢氏を不起訴としたため、第五検察審査会が再審査することになっていた。

起訴相当の議決をした審査員十一人はすべて任期を終えており、新しいメンバーが二度目の審査をする。このうち六人の任期が十月末までのため、同月中に議決される見通し。審査員十一人中八人以上が起訴すべきだと議決すれば、小沢氏は裁判所指定の弁護士によって強制的に起訴される。

小沢氏は民主党代表選に勝って首相に選出された場合、強制起訴の議決が出されても訴追に同意することを明言している。